

年金振込通知書

(振込予定日) 年 月 日

年金の制度・種類	年金	振込先 ※1
基礎年金番号・年金コード	受給権者氏名	

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※2

	令和 令和 各期支払額	年 年 支払額	月 月 の	令和 令和 支払額	年 年 の	月 月 の	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額		円		円		円	円
介護保険料額 ※3		円		円		円	円
※3		円		円		円	円
所得税額および 復興特別所得税額		円		円		円	円
※3 個人住民税額 および森林環境税額		円		円		円	円
控除後振込額		円		円		円	円

- ※1 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます。
※2 支払額の変更が予定されている方は、令和8年4月までの記載がありません。
※3 8月以降の介護保険料等の額は、6月と同じ額を記載しています。実際に特別徴収される額は、市区町村からご本人に通知される決定通知書の金額になります。詳細については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

印 影

年金振込通知書にかかる注意事項等

振込予定日 振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、その都度「年金振込通知書」をお送りします。
- 上面の「年金振込通知書」の「年金支払額」欄に「#」印が表示されている場合、遅延特別加算金が含まれています。

年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税および森林環境税を特別徴収しています。
- 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



年金から特別徴収する保険料等の金額は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。